

証券取引約款(法人のお客さま用)

新旧対照表

新	旧
(取引残高報告書等)	(取引残高報告書等)
第19条 (現行どおり)	第19条 (省 略)
(1)~(2) (現行どおり)	(1)~(2) (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 当社は、第1項に定める取引残高報告書により報告する場合、次に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます)については、第1項の規定にかかわらず、取引残高報告書に記載を行わないことがあります。ただし、「 <u>金融商品取引業等に関する内閣府令</u> 」第108条第1項第2号イおよびニからへまでに掲げる事項ならびに同号チに掲げる事項(手数料に限りません)については、取引残高報告書に記載をいたします。	3 当社は、第1項に定める取引残高報告書により報告する場合、次に掲げる書面に記載されているもの(「 <u>金融商品取引業等に関する内閣府令</u> 」第108条第1項第2号イおよびニからへまでに掲げる事項ならびに同号チに掲げる事項(手数料に限りません)を除きます)については、第1項の規定にかかわらず、取引残高報告書に記載を行わないことがあります。
(1) 個別のデリバティブ取引等にかかる契約締結時等交付書面	(1) 個別のデリバティブ取引等にかかる契約締結時交付書面
(2) (現行どおり)	(2) (省 略)
4~5 (現行どおり)	4~5 (省 略)
2025年6月	2023年7月

外国証券取引口座約款(法人のお客さま用)

新旧対照表

新	旧
(取引残高報告書の交付)	(取引残高報告書の交付)
第23条 (現行どおり)	第23条 (省 略)
2~4 (現行どおり)	2~4 (省 略)
5 当社は、第1項から第3項に定める取引残高報告書により報告する場合、次に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含む。)については、第1項から第3項の規定にかかわらず、取引残高報告書に記載を行わないことがあります。ただし、「 <u>金融商品取引業等に関する内閣府令</u> 」第108条第1項第2号イおよびニからへまでに掲げる事項ならびに同号チに掲げる事項(手数料に限りません)については、取引残高報告書に記載をいたします。	5 当社は、第1項から第3項に定める取引残高報告書により報告する場合、次に掲げる書面に記載されているもの(金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第1項第2号イおよびニからへまでに掲げる事項ならびに同号チに掲げる事項(手数料に限りません)を除く。)については、第1項から第3項の規定にかかわらず、取引残高報告書に記載を行わないことがあります。
(1) 個別のデリバティブ取引等にかかる契約締結時等交付書面	(1) 個別のデリバティブ取引等にかかる契約締結時交付書面
(2) (現行どおり)	(2) (省 略)

(申込者の情報の第三者提供に関する同意)

第33条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の情報(所在地、名称、連絡先、所有する外国証券の数量、取引履歴その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。

- (1) 外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関またはこれらの者から当該手続にかかる委任を受けた者
- (2) 預託証券に表示される権利にかかる外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関またはこれらの者から当該手続にかかる委任を受けた者
- (3) 外国証券または預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内または我が国以外の国等の法令または金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合
当該外国証券の発行者もしくは保管機関または当該預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者もしくは保管機関
- (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の国等の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)、当該外国証券の売買にかかる外国証券業者または保管機関等が、マネー・ロンダリング、もしくは証券取引にかかる犯則事件への対応(予防を含む)、または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の諸法令または慣行等に基づく確認、調査等を行う場合
当該監督当局、当該外国証券の売買にかかる外国証券業者または保管機関等

2025年6月

(申込者の情報の第三者提供に関する同意)

第33条 (新設)

2023年7月

【「約款・規定集(法人のお客さま用)」に新設】

「外国証券取引口座約款」第 33 条の規定に関する「外国にある第三者への個人データの提供」について

- ・当社を通じて外国証券のお取引を行う場合は、「外国証券取引口座約款」第 33 条の規定により、お客さまの個人データを、必要に応じて外国当局・保管機関等の第三者に提供する場合があります。
- ・当社がお客さまの個人データを外国にある第三者へ提供する場合には、個人情報保護法の規定により、同意取得の際に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等を予め公表することとされておりますが、どの外国当局・保管機関等から、お客さまの個人データの提供要請を受けるかを予め把握することはできないため、事前に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をお知らせすることはできません。
- ・外国証券または預託証券の取引をする際には、発行者または取引所の所在国等の法令等を遵守するため、またはお客さまの配当金、利子および収益分配金等の果実を円滑に受領いただくために、当該国等の求めもしくは所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場合があります。このような場面におきまして、法令等により定められた期限、手続きに応じた対応をできない場合には、最終的にお客さまに不利益が生じるおそれがあります。つきましては、お客さまに円滑に外国証券または預託証券の取引を行っていただくため、本約款に規定された場面に限り、あらかじめ、個人データの提供に関する同意を取得させていただきます。
- ・候補国は当社ホームページの「個人情報のお取扱いについて」をご覧ください。
- ・事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客さまは当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

以上

2025 年 6 月

以上